

〔注〕平成14年6月から改正経過を注記した。

改正

平成6年3月31日規則第31号

平成14年6月28日規則第68号

新潟県柏崎市公害防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県柏崎市公害防止条例（昭和47年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(工場等)

第3条 条例第6条の規則で定める工場等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(工場等の設置の届出)

第4条 条例第6条第1項の規定による届出は、別記第1号様式による届出書によってしなければならない。

2 条例第6条第1項第4号の市長が必要と認める事項は次のとおりとする。

(1) 建物及び施設の配置図

(2) 工場等の付近の見取図

3 条例第6条第3項の規定による届出は、別記第2号様式による届出書によってしなければならない。

4 条例第6条第4項の規定による届出は、別記第3号様式による届出書によってなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和47年8月1日から施行する。

2 条例附則第2項の市長の定める日は、昭和47年10月31日とする。

附 則（平成6年3月31日規則第31号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることが

できる。

附 則（平成14年 6 月28日規則第68号）

この規則は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

規則第 3 条に規定する工場等

1 次の業種の用に供する工場等

- (1) 鉱業（建築材料用岩石採石業に限る。）
- (2) 建設業（木造建築工事業（木材加工機械を設置するもの）に限る。）
- (3) 乳製品製造業
- (4) 水産食料品製造業
- (5) 調味料製造業
- (6) 精穀製粉業
- (7) パン菓子製造業（洗米施設を有するものに限る。）
- (8) 飲料製造業
- (9) 豆腐製造業
- (10) めん類製造業（湯煮施設を有するものに限る。）
- (11) 製あん業（粗製あんの沈澱そうを有するものに限る。）
- (12) 繊維工業（古綿打直し業を含む。）
- (13) 木材木製品の製造業
- (14) 家具又は装備品の製造業
- (15) 紙加工品の製造業
- (16) 印刷業（原動機を使用するものに限る。）
- (17) 石油、石炭製品製造業
- (18) 窯業、土石製品製造業（砕石、石材加工業を含む。）
- (19) 鉄鋼業
- (20) 非鉄金属製造業
- (21) 金属製品製造業
- (22) 機械器具製造業
- (23) 電気機械器具製造業
- (24) 輸送用機械器具製造業

- (25) 精密機械器具製造業
- (26) プラスチック加工業
- (27) 畳製造業（機械製畳に限る。）
- (28) 製縄業
- (29) 廃品回収業（集荷選別にあわせてプレス裁断を行うものに限る。）
- (30) 石油類販売業
- (31) 自動車整備業（農機具修理を含む。）
- (32) クリーニング業
- (33) ボウリング場
- (34) ガレージ業
- (35) ペット動物葬祭業

2 次の施設を設置する工場等

- (1) 家畜飼養場（牛10頭又は豚10頭又は鶏200羽以上の飼養能力を有するものに限る。）
- (2) し尿処理施設（200人そう以上のもの）
- (3) 車両洗淨施設（自動式のもの）
- (4) カラーフィルム現像施設
- (5) 自己焼却施設（焼却能力が50kg/h 又は火床面積が0.5㎡以上のものに限る。）

一部改正〔平成14年規則68号〕

別記

第1号様式（第4条関係）

工場等(設置)届出書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住所
氏名 ㊦

新潟県柏崎市公害防止条例第6条第1項の規定により工場等の設置について次のとおり届け出ます。

工場等の名称	電話 () 番
所在地	
業 種	
作業の種類及びその方法	
大気の汚染等の原因となるものの処理方法	

- 備考 1 業種については別表第1に掲げる業種を記入すること。
2 建物及び施設の配置図(付表1)及び工場付近の見取図(付表2)を添付すること。

第2号様式(第4条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊞

新潟県柏崎市公害防止条例第6条第3項の規定により届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

届出事項	変 更 前	変 更 後

第3号様式（第4条関係）

廃 止 届 出 書

年 月 日

柏崎市長 様

届出者 住 所
氏 名 ㊟

新潟県柏崎市公害防止条例第6条第4項の規定により工場等の使用を廃止したので、次のとおり届け出ます。

工場等の名称	
業 種	
廃止作業名	
廃止年月日	
廃止理由	
廃止後の土地及び施設の利用予定等	

付表1

建物及び施設の配置図

工場又は 事業場	名 称	
	所在地	

備考 大気の汚染等に係る施設の名称及び設置場所並びに作業の種類及び場所を明示すること。

付表2

工場等の付近の見取図



備考 工場等の周囲約50mの範囲で記入してください。